



# 鳥取県公報

平成 30 年 10 月 16 日(火)  
第 9 0 4 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可（2件）（594・595）（水環境保全課）・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（596）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町

2 都市計画事業の種類及び名称

琴浦都市計画下水道事業 東伯公共下水道

（変更前 東伯都市計画下水道事業 東伯公共下水道）

3 事業施行期間

平成9年3月21日から平成33年3月31日まで

（変更前 平成9年3月21日から平成31年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

東伯郡琴浦町大字別所字女夫岩東平、字竹小路西谷尻及び字七曲西谷尻、大字丸尾字東上河原、大字保字下河原及び字中通、大字田越字西川、大字三保字清水田及び字土手上並びに大字下大江字上河原の各一部

変更する部分

東伯郡琴浦町大字別所字女夫岩峯、字女夫岩峰及び字女夫岩海道端、大字八橋字立石台及び字北小橋、大字丸尾字五郎丸、大字保字北河原、字桜ヶ坪及び字沢際、大字田越字三反田、大字下伊勢字八幡土井、字堂免、字五反田及び字井出領、大字上伊勢字下ノ屋敷、字西ノ木戸及び字堂之前、大字浦安字西之木戸、大字三保字鉢屋垣、大字鋤字河原田、字屋敷、字屋敷田、字三田井婦、字鳥羽及び字下松垣並びに大字下大江字小田の各一部

削除する部分

東伯郡琴浦町大字八橋字塚ノ下モ、字宮ノ上、字諏訪宮、字宮ノ下町、字立石、字中峯、字立石台、字平ヶ坂及び字堅縄手、大字上伊勢字神子田及び字堂之前、大字鋤字小谷峰、字堀、字中峯及び字東小谷、大字公文字北山並びに大字田越字東出口の各一部

---

## 鳥取県告示第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町

2 都市計画事業の種類及び名称

琴浦都市計画下水道事業 赤碕公共下水道

（変更前 赤碕都市計画下水道事業 赤碕公共下水道）

3 事業施行期間

平成8年7月19日から平成33年3月31日まで

(変更前 平成8年7月19日から平成31年3月31日まで)

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

追加する部分

東伯郡琴浦町大字光字東川原及び大字松谷字大成の各一部

変更する部分

東伯郡琴浦町大字湯坂字下西ノ田井、大字光字東屋敷並びに大字出上字前野及び字野畑ノ東の各一部

削除する部分

東伯郡琴浦町大字太一垣字東瀧並びに大字別所字鐘鑄谷、字女夫岩峯、字女夫岩峰、字女夫岩海道端、字女夫岩東平、字竹小路西谷尻、字七曲西谷頭及び字七曲西谷尻の各一部

---

#### 鳥取県告示第596号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字栗祖1019の21（国有林。次の図に示す部分に限る。）・1019の31・1035の6（以上2筆国有林）・1035の2（次の図に示す部分に限る。）

##### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

##### 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）